

## 治癒意見書(医師記入)

園児名 \_\_\_\_\_

疾患名 該当欄に□をお願いします。	登園のめやす
麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として 5日を経過すること
風しん	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現してから、5日を経過するまで、かつ、全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、抗菌薬による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (ベロ毒素を産生する大腸菌 O157,O26,O111 等)	医師により感染のおそれがないと認められていること(症状が治まり、連続2回の検便によって菌陰性が確認されたもの)
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

保育園長宛

上記の園児は、集団生活に支障がない状態になったので、令和 年 月 日から  
登園可能と判断します。

令和 年 月 日 医療機関名  
電話番号  
医師名

※かかりつけ医の皆さんへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが快適に生活できるよう、上記の感染症について治癒意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さんへ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「治癒意見書」を保育園に提出してください。